

広島県におけるイベントの開催条件について

令和4年 3月 7日適用
 (令和4年 3月 18日変更)
 (令和4年 9月 22日変更)
 (令和4年 12月 2日変更)
 (令和5年 2月 1日変更)
 (令和5年 2月 21日変更)

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項の規定に基づき、イベントの主催者に対して、令和5年3月13日から次のとおり要請する。令和5年3月12日までの要請は、なお従前の例によるものとする。

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを遵守することや後記「感染防止策」を講じることを前提に、次の参加人数を目安として、イベントを開催することができることとする。

1 参加人数

次の人数上限 (A) と収容定員に収容率 (B) を乗じて得た人数とを比べて、いずれか少ない方を限度とする。

| 区分 | 基本的な要件 | 感染防止安全計画 (※)を策定した際の要件 〔参加人数 5,000 人超かつ 収容率 50%超で開催するイベント〕 |
|----------|---|---|
| 人数上限 (A) | 5,000 人 又は 収容定員 50 %のいずれか大きい方 | 収容定員まで |
| 収容率 (B) | 100 % (収容定員が無い場合は、人と人が 触れ合わない程度の間隔) | 100 % (収容定員が無い場合は、人と人が 触れ合わない程度の間隔) |

※ 感染防止安全計画の策定等の詳細は「5 感染防止安全計画の提出等」に規定する。

2 感染防止策

イベントの開催にあたっては、飛沫やエアロゾルなどの感染経路に応じた感染対策や、飲食の場における感染対策など、別紙1に示す基本的な感染防止策に必要な取組等を実施すること。

なお、感染対策としてのマスクの着用については、令和5年3月13日から、「マスクの着用」の考え方が、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることに見直されるため、同日以降の対応は、別紙の参考資料「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（令和2年5月15日制定（令和5年2月21日一部改正））3(3)マスクの着用（抜粋）」を参照すること。

3 多数の出演者が参加するイベント開催時の留意事項

お祭りなど、多数の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状況や過去の感染事例を踏まえた出演者が取り得る感染対策等も勘案し、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実について適切に判断すること。(出演者やスタッフの感染対策については、別紙1を参照)

4 感染防止策チェックリストの作成等

「1 参加人数」の基本的な要件の範囲内で開催するイベントにおいては、イベント主催者が感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

また、イベント終了後は、結果報告書を作成し保管すること。なお、感染防止策の不徹底やクラスター発生等の問題が生じた場合は、結果報告書を県に提出すること。

5 感染防止安全計画の提出等

「感染防止安全計画」を策定・提出することで、「1 参加人数」の基本的な要件を緩和することができる。

- (1) 5,000人超かつ収容率50%超で開催しようとするイベントに適用する。(緊急事態措置区域、重点措置区域におけるイベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提)
- (2) 開催にあたっては、感染防止安全計画を策定し県の確認を受けること。また、イベント終了後は、1か月以内を目途に結果報告書を県に提出すること。
- (3) 感染防止安全計画を策定し県の確認を受けた後に、緊急事態措置を実施する旨の公示が行われた場合は、原則、当該措置の制限を超える入場者に対して、対象者全員検査の適用を求める。

ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、対象者全員検査を適用せず、強い行動制限等を要請することがある点に留意すること。

また、その他の場合においても、感染状況に応じて、強い制限等を要請することがある点に留意すること。

(緊急事態措置等における人数要件の目安は、別紙2のとおり。)

| <p style="text-align: center;">基本的な感染防止策</p> | <p style="text-align: center;">具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</p> |
|--|--|
| <p>1. イベント参加者の感染対策</p> | |
| <p>(1) 感染経路に応じた感染対策</p> | |
| <p>① 飛沫感染対策</p> <p><input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p> | <p>○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導</p> <p>○ 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</p> |
| <p>② エアロゾル感染対策</p> <p><input type="checkbox"/> 機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <ul style="list-style-type: none"> * 必要な換気量（一人当たり換気量 30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm 以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は 40-70% * 屋外開催は除く <p><input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p> | <p>○ 各施設の設備に応じた換気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス <p>○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p> |

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 1

| 基本的な感染防止策 | 具体的な対策例 <small>※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</small> |
|--|---|
| <p>(1) 感染経路に応じた感染対策 (つづき)</p> <p>③ 接触感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 <input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 ○ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ ○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照 |
| <p>(2) その他の感染対策</p> <p>④ 飲食時の感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ ○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 ○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等） |
| <p>(2) その他の感染防止策</p> <p>⑤ イベント前の感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 体制構築の上、検温・検査の実施 ○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備 |

| <p style="text-align: center;">基本的な感染防止策</p> | <p style="text-align: center;">具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</p> |
|---|--|
| <p>2. 出演者やスタッフの感染対策</p> | |
| <p>⑥ 出演者やスタッフの感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 <input type="checkbox"/> 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康アプリの活用等による健康管理 ・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 ・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える ・ 練習時やその前後の活動等における出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 ○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 控室等における換気の徹底、三密の回避 ・ イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ ○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知 |

感染状況に応じたイベント開催制限等について

| 区分 | | 安全計画策定（注 1） | その他（安全計画を策定しないイベント） |
|----------|------------|---|-------------------------------|
| 下記以外の区域 | 人数上限（注 2） | 収容定員まで（注 3） | 5,000 人 又は 収容定員 50% のいずれか大きい方 |
| | 収容率上限（注 2） | 100% | 100% |
| 重点措置区域 | 人数上限（注 2） | 収容定員まで（注 3） | 5,000 人 |
| | 収容率上限（注 2） | 100%（注 4） | 大声なし：100% 大声あり：50% |
| 緊急事態措置区域 | 時短 | 原則要請なし（注 5） | 原則要請なし（注 5） |
| | 人数上限（注 2） | 10,000 人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 6） | 5,000 人 |
| | 収容率上限（注 2） | 100%（注 4） | 大声なし：100% 大声あり：50% |

※ 遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注 1）参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000 人超）

（注 2）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注 3）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする

（注 4）緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

（注 5）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

（注 6）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針
 (令和2年5月15日制定(令和5年2月21日一部改正))
 3(3)マスクの着用(抜粋)

- 感染防止対策における「マスクの着用」の考え方については、令和5年3月13日から行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- ただし、高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な次の場面等では、マスク(不織布マスクを推奨)の着用を推奨する。

【マスクの着用が効果的な場面等】

- ① 医療機関受診時
- ② 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ③ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線, 高速バス, 貸切バス等)を除く。)に乗車する時
- ④ 新型コロナの流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時
- ⑤ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中(勤務中であっても、従業員にマスクの着用が必要ないと考えられる具体的な場面については、各医療機関や高齢者施設等の管理者が適宜判断する。例えば、周囲に人がいない場面や、患者や入所者と接さない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。)

- 周囲の方に感染を広げないため、新型コロナの陽性者は自宅(宿泊)療養期間中、同居家族等の濃厚接触者は待機期間中の外出を自粛するとともに、発熱等の症状のある方も外出を控える。なお、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みを避け、マスクを着用する。
- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。